

岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、警察本部と密接に連携して行う岩手県の行政事務から暴力団等の排除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政事務担当室課等 行政事務を担当する所属をいう。
- (2) 行政事務対象者 入札への参加を希望する者その他行政事務の相手方となり、又はなる可能性があると認められる者をいう。

(対象機関)

第3 この要綱は、知事部局、医療局、企業局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、警察本部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び収用委員会の機関における行政事務に対して適用する。

(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者)

第4 合意書第3条第3号に該当する者は、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、次に掲げる行為を行った者とする。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は前各号の規定に該当する行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事等の下請等をさせる者
- (8) その他当該行政事務の性質に応じ別に定める行為を行う者

(行政事務対象者への周知)

第5 行政事務担当室課等は、行政事務を行うに当たり、排除措置対象者を排除すること及び第6により排除措置対象者であるかどうかを警察本部に照会する必要があることを、あらかじめ、入札説明書等に記載する等の方法により、行政事務対象者に周知しなければならない。

(照会)

第6 合意書第4条第1項の規定による照会は、原則として、行政事務担当室課等が、別紙様式により警察本部に対し行うものとする。

(排除措置等)

第7 行政事務担当室課等は、第6に規定する照会に対する警察本部からの回答又は通報により行政事務対象者が排除措置対象者に該当すると認めた場合には、排除措置を行うものとする。ただし、公共工事等により排除措置対象者の所有する土地を取得する必要がある場合など、県が行う事務の目的及び内容から排除措置を行うべきではない特別な理由がある場合はこの限りでない。

- 2 行政事務担当室課等は、排除措置対象者を一般競争入札に参加させてはならない。また、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に排除措置対象者に該当すると認めた場合には、当該入札への参加資格を取り消すものとする。
- 3 行政事務担当室課等は、指名競争入札を行うに当たり、排除措置対象者を指名してはならない。また、指名を受けた者が契約の締結までの間に排除措置対象者に該当すると認めた場合には、当該入札への指名を取り消すものとする。
- 4 行政事務担当室課等は、排除措置対象者を随意契約の相手方としてはならない。
- 5 行政事務担当室課等は、排除措置を行おうとするときは、排除措置を決定した理由を付して相手方に通知しなければならない。
- 6 行政事務担当室課等は、第1項から第4項までの規定により、排除措置等を行ったときは、その結果を総務部及び警察本部に通知するものとする。

(勧告等)

第8 行政事務担当室課等は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、相手方に対し、必要な措置を注意喚起することができる。

(下請負等の禁止)

第9 行政事務担当室課等は、排除措置対象者を下請負人又は受任者とすることを認めてはならない。

- 2 行政事務担当室課等は、契約の相手方が排除措置対象者を下請負人又は受任者としていた場合、当該契約の相手方に対して当該契約の解除を求めることができる。

(契約の解除)

第10 行政事務担当室課等は、契約の相手方が排除措置を受けた場合に、当該契約を解除することができる措置を講ずるものとする。

(不当介入に対する措置)

第11 行政事務担当室課等は、契約の相手方が契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該契約の相手方に報告を求めるとともに、警察署への届出を指導しなければならない。

- 2 行政事務担当室課等は、前項の規定による報告及び届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。
- 3 行政事務担当室課等は、契約の相手方が第1項の規定による報告及び届出を怠ったときは、指名停止、文書による警告又は注意喚起等適切な措置を講ずるものとする。

(措置の公表)

第12 行政事務担当室課等は、排除措置を行った場合において必要があると認めるときは、警察本部と協議の上、排除措置対象者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置の理由及び内容を公表することができる。

(情報共有)

- 第13 行政事務担当室課等は、第7に規定する排除措置等を行った場合のほか、暴力団等の排除措置に関する情報については、総務部に提供することに努めることとする。
- 2 前項の規定により報告を受けた場合、総務部は、全庁に情報の共有を図ることとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、岩手県の行政事務から暴力団を排除するために必要な事項は、別に定める。

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

警察本部刑事部長 様

〇〇〇課総括課長

岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する情報提供について（照会）

このことについて、下記に記載する者が、「岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」第3条に規定する排除措置対象者に該当するかどうかを調査の上、ご回答願います。

記

ふりがな			
法人名、商号、名称等 (法人・団体等のみ記載)			
所在地 (法人・団体等のみ記載)			
役職名 (法人・団体等のみ記載)	ふりがな 氏名	生年月日	住所